

平成19年度共同研究報告書

決して他人事ではない

「事例から学ぶ住民訴訟」

～現場で頑張る自治体職員のために～



研究室の窓からの風景

平成20年(2008年)2月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
共同研究「訴訟対応研究会」

はじめに

考えてみてください。

「住民訴訟」という言葉から何を想像しますか？

直接業務で訴訟を担当していなければ、訴訟という言葉に対して、「自分とはかわりがない」、あるいは「それは法務担当の仕事だ、法務担当に任せておけばいい」と考えている人が多いのではないのでしょうか。近年、自治体と住民との間で訴訟が増加しています。とりわけ、住民訴訟は、総件数においても、また、行政事件に占める割合でも増加しています。決してあなたと住民訴訟は無縁なものではないはずです。

本書ではできるだけ身近な住民訴訟の事例を採り上げ、訴訟と日常業務とが大いに関係があるということを明らかにしていくことを試んでいます。部署別に整理された多くの事例を通じて、皆さんの日常の業務がどのような場合に訴訟につながるのかを意識してみてください。また、住民訴訟のしくみについてもわかりやすく説明していますので、その制度についての理解も深めてください。

ところで、私たちは、住民が自治体の財務に関する行為に疑念を持ち、それを訴訟によって是正しようとする住民訴訟制度自体の意義や重要性を認識しています。しかし、そもそも訴訟にならないよう、適正な業務を日頃から心掛けることの方がより重要であると私たちは考えます。また、訴訟を行うには、訴える住民にも訴えられる自治体にも、時間・費用・労力がかかります。訴訟になる前に解決できれば、それに越したことはないでしょう。これらを踏まえ、実際に住民訴訟が提起された事例を読み解くことで訴訟になることを防ぐ方法に気づき、日常業務での実践に生かしてください。

また、訴訟で争われている内容は、一つとして同じものではありません。しかし、本書によって住民訴訟のしくみを学び、多くの事例を分析することで、争いにならずに済む方法、争いを訴訟に至る前に双方納得の上で解決できる方法、そこに共通する何かを見つけ出すことができれば、住民と自治体との関係を考える上で役に立つのではないのでしょうか。

私たち自治体職員は、住民の信託を受けて活動しています。私たちが、自分自身の業務をもう一度見つめ直し、住民と自治体とのより良い関係を築くことができれば、住民の信託にこたえることができるでしょう。

さあ、一緒に住民訴訟について学びましょう。

平成20年(2008年)2月

財団法人 大阪府市町村振興協会

おおさか市町村職員研修研究センター

共同研究「訴訟対応研究会」

目 次

はじめに

第1章 自治体と訴訟

第1節	さて、訴訟はどうして起こるのですか	1
第2節	自治体を取り巻く訴訟の現状	2
1	背景となる要因	2
2	自治体がかかわる訴訟の種類	2
3	訴訟の件数と傾向	3

第2章 部署別事例

第1節	住民訴訟の特徴	4
第2節	事例（詳細目次）	5
	議会／教育・文化／人事・給与／財政／税務／	
	福祉／産業／土木・建設／環境／その他	

第3章 住民訴訟制度

第1節	概要	100
1	住民訴訟とは	100
	◇コラム 住民訴訟の印紙代金◇	
2	住民訴訟の全体像	101
第2節	住民監査請求制度	102
1	住民監査請求の対象者及び請求権者	102
	(1) 対象者	
	(2) 請求権者	
2	住民監査請求書の提出	102
3	住民監査請求の対象事項	102
	(1) 違法性と不当性	
	(2) 住民監査請求の対象の特定	
4	住民監査請求の審査	103
	(1) 住民監査請求の請求期間	
	(2) 住民監査請求の措置の内容	
	(3) 住民監査請求の審理	
5	監査結果の通知及び公表	104
6	外部監査	104
	◇コラム 損害賠償と不当利得返還とはどう違うのか◇	
第3節	住民訴訟制度	105
1	住民訴訟を行うことができる者	105

2	住民訴訟を行うことができる場合	105
	◇コラム 却下・棄却について◇	
3	住民訴訟により請求できる内容	105
4	請求の期間	106
	◇コラム 期間の計算◇	
5	4号請求訴訟における訴訟の告知	106
6	4号請求訴訟の判決後の手続	107
	(1) 損害賠償の請求等	
	(2) 訴えの提起	
7	職員に対する賠償命令制度	108
	(1) 対象者と行為	
	(2) 手続	
	(3) その他	
8	住民の弁護士費用	109
	◇コラム 住民側弁護士費用が争われた事例◇	

第4章 住民訴訟の対応

第1節	概要	110
1	初期対応（第1回口頭弁論期日まで）	110
2	中期対応（口頭弁論終結まで）	110
3	後期対応（口頭弁論終結後）	110
	—訴訟手続の流れ—	111
	◇コラム 住民訴訟における和解◇	
第2節	初期対応	113
1	訴訟事案の整理	113
	(1) 関係書類や資料の保存	
	(2) 訴状記載内容の精査	
	(3) 事実関係の確認と資料収集	
	(4) 根拠法令の整理	
	(5) 訴状記載内容と事実関係の照合	
2	対応方法の決定	114
3	代理人の選任	114
4	答弁書の作成・提出	114
5	関係者へ訴訟提起された旨の告知	115
6	訴訟実施請求の活用	115
	口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状の例	
	訴状の例	
	答弁書の例	
	訴訟告知書の例	
	補助参加の申立書の例	

第3節 中期対応	121
1 第1回口頭弁論期日	121
◇コラム 弁論主義◇	
2 第2回以降の口頭弁論期日	122
3 争点整理手続	122
4 証拠調べ	123
(1) 証人尋問	
(2) 書証	
5 口頭弁論終結	124
◇コラム 傍聴◇	
準備書面の例	
証拠申出書の例	
証拠説明書の例	
第4節 後期対応	128
1 判決が出るまでに	128
2 判決のときには	128
3 判決が出たら	128
(1) 自治体側が敗訴した場合	
(2) 自治体側が勝訴した場合	
◇コラム 住民訴訟において自治体側が控訴する場合には議会の議決は必要か◇	
判決文の例	

第5章 違法性チェックリスト

1 寄附又は補助	131
2 公費による接遇	132
3 給与等の支給	132
4 随意契約	133
5 財産の管理	134

おわりに

資料編

視察及びアンケート報告	137
裁判例の調べ方	150
条文の読み方	151
キーワード 索引	152
事例裁判年月日 索引	154
地方自治法 新旧対照表(抄)	155
研究活動記録	163
研究員名簿	164

研究員名簿

所属団体	所 属 部	所 属 課	名 前
豊 中 市	総 務 部	法 務 室	コウ ノ アキノブ 河野 晃伸
豊 中 市	まちづくり推進部	土地利用調整室 開発審査課	オオ ノ カズナリ 大野 一成
池 田 市	総合政策部	法制文書課	シオカワ ヒデ キ 塩川 英樹
箕 面 市	市長公室	法 制 課	イナ ノ フミ オ 稲野 文雄
吹 田 市	環 境 部	環境室 生活環境課	ヨシ ダ ヒサシ 吉田 央
高 槻 市	教育委員会管理部	総 務 課	タケバヤシ マサ ミ 武林 正実
交 野 市	総 務 部	総 務 課	ウエガキ カズ キ 植垣 和貴
大 東 市	健康福祉部	介護医療課	トヨアシ ヒロム 豊芦 弘
富 田 林 市	総 務 部	総 務 課	タ ナカ ヨウスケ 田中 庸介
柏 原 市	総 務 部	住民参画推進課	マツ イ ヒサナオ 松井 久尚
松 原 市	総 務 部	総 務 課	ツ ダ ケイ ジ 津田 啓次
岸 和 田 市	上下水道局	営 業 課	ナガハシ マサトシ 永橋 正敏
泉 佐 野 市	総 務 部	総 務 課	ミチ イ ワタル 道井 渉
マッセ O S A K A		研 究 課	ハヤカワ ヒロ ヤ 早川 裕也

指 導 助 言 者	弁 護 士	ウ ダ タミ オ 宇多 民夫
-----------	-------	-------------------

平成19年度共同研究報告書

決して他人事ではない

『事例から学ぶ住民訴訟』

～現場で頑張る自治体職員のために～

平成20年(2008年)2月発行

編集 共同研究「訴訟対応研究会」

発行 財団法人 大阪府市町村振興協会

おおさか市町村職員研修研究センター（愛称 マッセOSAKA）

〒540-0008

大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館6階

TEL 06-6920-4565 FAX 06-6920-4561

<http://www.masse.or.jp>
